

八雲町キャッシュレス決済導入業務 公募型プロポーザル講評

本プロポーザルに係るプレゼンテーションは、戸籍に係る証明書交付発行手数料の公金収納においてキャッシュレス決済を導入することにより、町民の利便性の向上、及び職員の業務効率化を図るため、役場本庁舎 住民生活課 戸籍住民係窓口、熊石総合支所 住民サービス課窓口、落部支所窓口に、キャッシュレス決済端末とPOS（販売時点情報管理）レジ端末等必要機器一式の初期導入業務、及びクレジットカード、電子マネー及びバーコード決済の指定納付受託業務について、創造性豊かな技術提案をいただきました。

提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングにおいて焦点があてられたのは、POSレジ端末やキャッシュレス決済端末、レシートプリンタ、貨幣・紙幣自動釣銭機の操作性と機能性、省スペース性、指定納付受託業務における決済ブランドの種類数のほか、導入時のサポート体制、キャッシュレス決済開始後の保守体制の適格性についてでした。

提案内容には、これらへの考え方がさまざまに盛り込まれており、審査員が的確性や独創性、実現性などの視点に基づき審査するうえでの大きなポイントでもありました。

八雲町キャッシュレス決済導入業務プロポーザル審査会は、プレゼンテーション及びヒアリングの実施後、提案内容について、本業務の内容を十分に理解し、将来を見据えた具体的かつ意欲的な提案と履行体制により確実な八雲町キャッシュレス決済導入業務が期待できる提案者を受注候補者として選定いたしました。

八雲町キャッシュレス決済導入業務プロポーザル審査会
審査員長 八雲町 副町長 成 田 耕 治